平成２８年度公用封筒無償提供者募集実施要領

１　概要

この事業は、市役所が使用する公用封筒（以下「封筒」という。）の裏面に民間企業等の広告を掲載することにより、地域経済の振興、行政コストの削減等を目的として行うものです。

今回は、広告が掲載された公用封筒を無償で提供していただく企業などを募集いたします。

２　広告媒体（広告掲載物）

市役所で使用する公用封筒（角形２号封筒・長形３号封筒）の裏面とします。

今回の募集は、角形２号封筒と長形３号封筒に分けて、それぞれの提供者を募集します。同一の提供者が両方に応募することも可能です。また、両方の広告が同一でもかまいません。

３　封筒の年間使用見込み及び発送先

使用見込み数：＜角形２号＞５４，０００枚、＜長形３号＞１４６，０００枚

発送先：市民（住民・民間企業）、国、県、市町村等

４　封筒の仕様

（１）【角形２号】

規　格	角形２号　332mm×240mm
色　数	表面及び裏面　１色刷
文字色	紺色
紙　色	淡青色
紙質等	９０ｋ以上・R１００
ロゴマーク等	封筒表面には、図１に示すデザインを掲載します。
広告掲載スペース、枠数等 単位（mm）	２４５×２０５内に４～８枠 「広告」である旨を表示・図２の下段の内容を表示

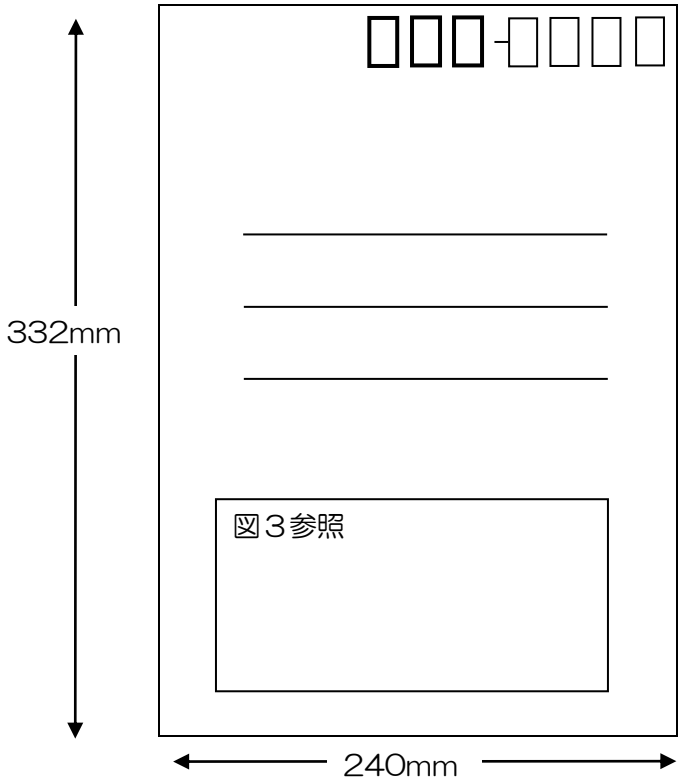

図１（角形２号表面）

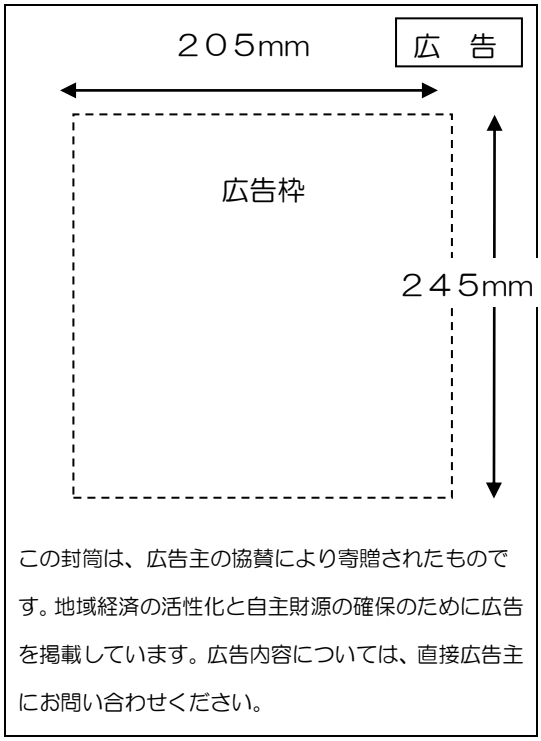

図２（角形２号裏面）

八代市 YATSUSHIRO

法人番号9000020432024

□本　　庁	〒866-8601	熊本県八代市松江城町1-25
□坂本支所	〒869-6105	八代市坂本町坂本4228-12
□千丁支所	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1
□鏡支所	〒869-4292	八代市鏡町内田453-1
□東陽支所	〒869-4301	八代市東陽町南1105-1
□泉支所	〒869-4401	八代市泉町柿迫3131
□教育委員会	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1

課名 _____

TEL _____(直通)

URL http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/

E-mail info@city.yatsushiro.lg.jp

図3

（2）【長形３号】

規　格	長形３号　120mm×235mm
色　数	表面及び裏面　１色刷
文字色	紺色
紙　色	淡青色
紙質等	９０ｋ以上・R１００
ロゴマーク等	封筒表面には、図４に示すデザインを掲載します。
広告掲載スペース、 枠数等 単位（mm）	１０５×１６５内に１～４枠 「広告」である旨を表示 図５の下段の内容を表示

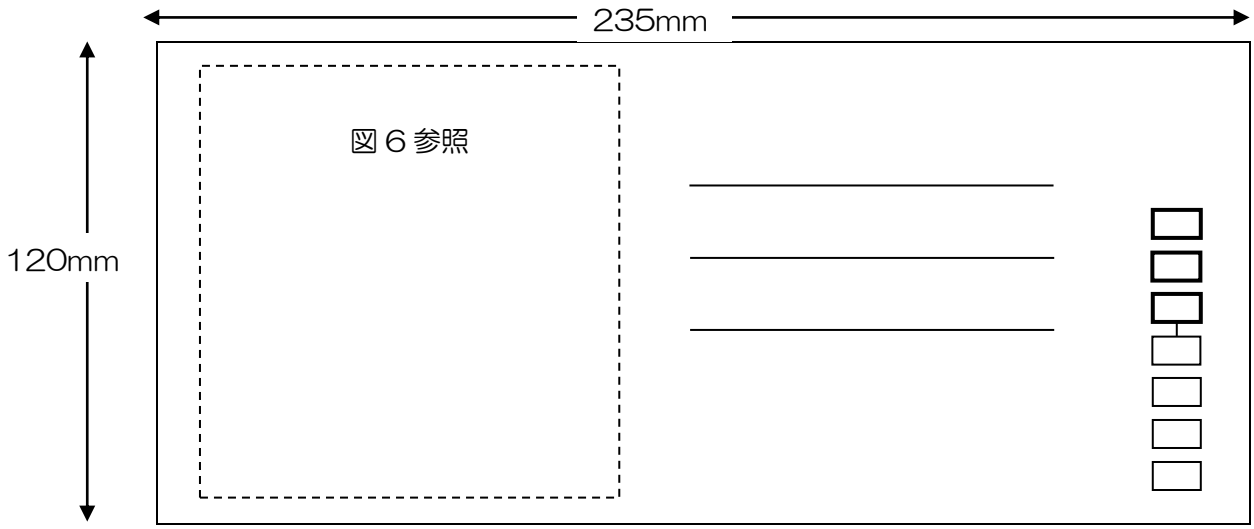

図４（長形３号表面）

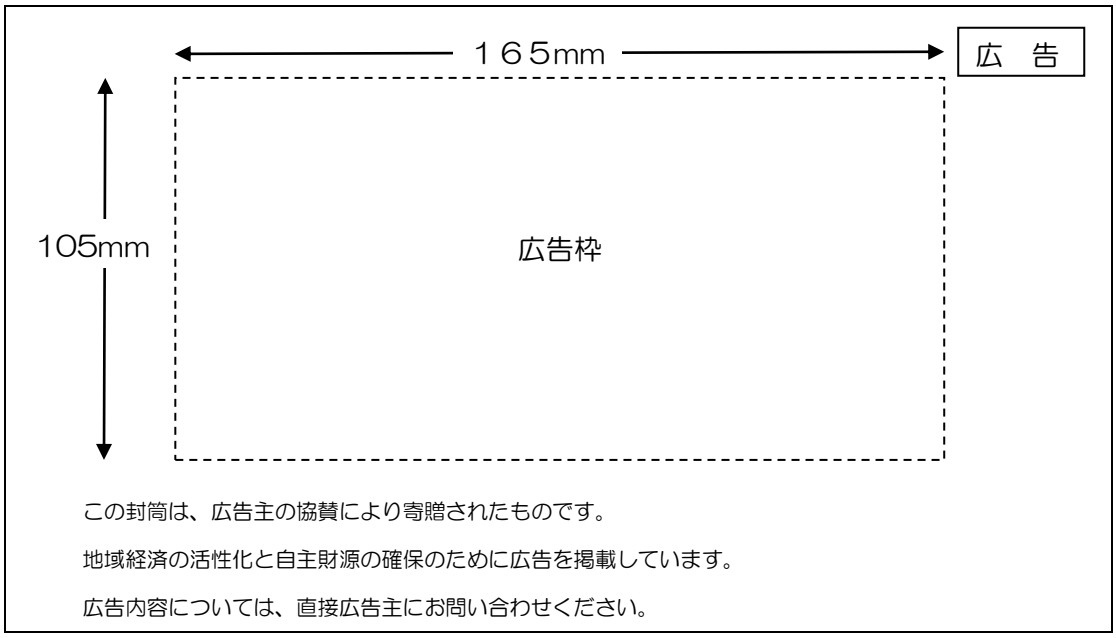

図５（長形３号裏面）

八代市

YATSUSHIRO　法人番号9000020432024

□本　　庁	〒866-8601	熊本県八代市松江城町1-25
□坂本支所	〒869-6105	八代市坂本町坂本4228-12
□千丁支所	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1
□鏡　支所	〒869-4292	八代市鏡町内田453-1
□東陽支所	〒869-4301	八代市東陽町南1105-1
□泉　支所	〒869-4401	八代市泉町柿迫3131
□教育委員会	〒869-4703	八代市千丁町新牟田1502-1

U R L　http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/
E-mail　info@city.yatsushiro.lg.jp

課名 _____

TEL _____ (直通)

図6

５　封筒の納入期限、使用期間及び必要部数

納入期限は、平成２８年１２月１９日とします。

封筒の使用期間は、原則として平成２９年１月１日から平成２９年１２月３１日までとします。

封筒の必要部数は、角形２号が５４，０００枚と、長形３号が１４６，０００枚です。

６　応募方法等

（１）公用封筒無償提供者の要件及び広告掲載基準

提供者の要件は、次の事項を満たし、この要領による無償提供を履行できる事業者等とします。

ア　この要領を含む八代市の広告関連規程を遵守すること。

イ　八代市税の滞納がないこと。

ウ　八代市が市税納付状況調査を行うことに同意すること。

広告主及び広告内容の基準については、八代市広告掲載要領及び八代市広告掲載基準の規定によります。

（２）応募期間

平成２８年8月２２日（月）から平成２８年9月１５日（木）まで

（土曜、日曜、祝日を除く午前８時３０分から午後５時１５分まで）

（３）公用封筒無償提供者の応募方法

公用封筒の無償提供を希望する事業者等は、（２）の応募期間内に公用封筒無償提供申込書＜様式１＞により持参又は郵送で申し込んでください。

（４）公用封筒無償提供者の決定

市は、申込書を受理した後、提供者を決定します。この場合において、事業者等が複数ある場合で、申込内容が同等と認められるときは、抽選にて提供者を決定するものとします。

（５）応募結果の通知について

市は、協定を締結する事業者の決定後、応募した事業者に対し、応募の結果＜様式２・３＞を通知します。

（６）協定を締結する事業者の決定後の手続き

ア　公用封筒の無償提供にかかる協定書＜様式４＞を締結します。

イ　提供する事業者は公用封筒に広告を掲載する広告主を募集し、公用封筒の作製作業を進めます。

ウ　提供事業者において広告主及び広告内容が内定したときは、広告主・広告内容承認（変更承認）申請書＜様式５＞、広告掲載申込書＜様式６＞を市に速やかに提出することとします。市は、広告関連規程に基づき審査し、広告主及び広告内容審査結果＜様式７＞を通知することとします。

エ　製作した公用封筒を市に納入していただきます。

（７）決定後の物品の納入方法

ア　角形２号については、年３回程度に分けて納品すること。

イ　長形３号については、年３回程度に分けて納品すること。

７　協定を締結する事業者の遵守事項

事業者は、次の事項を遵守しなければなりません。

（１）市の承認を受けた封筒以外の封筒を市役所に納入しないこと。

（２）広告主に変更が生じるときは、あらかじめ市の承認を得ること。

（３）公用封筒について、広告内容、デザイン若しくは仕様の変更又は修繕しようとするときは、あらかじめ市の承認を得ること。

（４）公用封筒について、市から改善等を求められたときは、その指示に従うこと。

（５）広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

（６）公用封筒の使用期間内については在庫確認のうえ追加補充していくものとする。

（７）無償提供した公用封筒又は広告主に問題が生じた場合は、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。

（８）配布期間を超えた際に、残る封筒については提供者側が全て回収すること。

８　その他

（１）市は、協定を締結する事業者による広告主の募集について、市のホームページを用いて周知します。

（２）公用封筒に掲載した広告が、封筒の使用中、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、広告内容についての改善を求め、又は市において当該公用封筒の使用を中止する場合があります。この場合において、改善に伴い生じる費用については、事業者等の負担となります。

９　問合せ先

担当　　八代市 企画振興部 企画政策課

電話　　０９６５－３３－４104（直通）

Email　kikaku@city.yatsushiro.lg.jp

住所　　〒869-４２９２　八代市鏡町内田４５３－１

（様式１）

平成　　年　　月　　日

公用封筒無償提供申込書

（あて先）　八 代 市 長

八代市が募集する公用封筒の無償提供について、募集要領を承諾のうえ以下のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="10">提供者</td><td colspan="2">所　在　地</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
名　　称</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
代表者職・氏名</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">代表者の住所</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな
担当者氏名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">連絡先</td><td>TEL</td><td></td></tr>
<tr><td>FAX</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅメール</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">業　　種</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">掲載を希望する
物品等の名称</td><td>公用封筒（角形２号・長形３号）</td></tr>
<tr><td colspan="3">掲載を希望する面</td><td>公用封筒の裏面</td></tr>
<tr><td colspan="3">広告の内容</td><td>後日、承認申請を提出します。</td></tr>
<tr><td colspan="3">その他</td><td>・八代市の広告関連規程を遵守します。
・八代市税の滞納はありません。
・八代市が市税納付状況調査を行うことに同意します。
・暴力団構成員・暴力団の関係者ではありません。</td></tr>
<tr><td colspan="3">備　　考</td><td>添付資料
１．過去５年間における印刷物を広告媒体とした事業実績
２．法人の場合、登記簿謄本及び印鑑証明書の写し（個人の場合、住民票の写し及び印鑑証明書）
３．会社事業概要書</td></tr>
</table>

（様式２）

八市　　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八代市長

公用封筒無償提供について

平成　　年　　月　　日付でお申し込みいただきました公用封筒の無償提供について、採納することとしましたので、下記のとおり手続きをお願いします。

記

１　内容の確認
別紙「協定書（様式４）」の内容で締結しますので、内容をご確認ください。
内容にご了承いただけましたら「協定書（様式４）」に会社印・代表者印を押印のうえ、担当までご郵送ください。
なお、広告掲載内容に疑義がある場合は、担当までご連絡ください。
※協定書は、１部を返送し、１部を保管してください。

２　広告主・広告内容承認申請、広告掲載申込書
協定書締結後、広告主及び広告内容が内定したら広告主・広告内容承認申請書（様式５）、広告掲載申込書（様式６）を提出してください。

【担　　当】　会　計　課
電　　話　　0965-33-8100(直通)
Ｅメール　kaikei@city.yatsushiro.lg.jp

（様式３）

八市　　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八代市長

公用封筒無償提供について

平成　　年　　月　　日付でお申し込みいただきました公用封筒の無償提供について、ご厚意により応募いただきましたが、審査の結果、残念ながら採納に至りませんでしたのでお知らせいたします。

今後とも、市政へのご協力のほどよろしくお願いします。

（様式４）

公用封筒の無償提供に関する協定書

八代市（以下「甲」という。）と　　（以下「乙」という。）とは、公用封筒の無償提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　乙は、地域経済の振興及び行政コストの削減等を目的として、封筒に広告を掲載しようとするものを募り、公用封筒無償提供者募集実施要領を遵守した公用封筒（以下「封筒」という。）を作製し、甲に無償提供するものとする。

２　前項に定める目的を達成するため、甲は、封筒を使用するものとする。

３　甲及び乙は、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

（協定期間等）

第２条　協定期間は、協定締結の日から平成２９年１２月３１日までとし、封筒の使用期間は、平成２９年１月１日から協定の終了日までとする。

（設置場所）

第３条　甲は、本庁、各支所、出張所及び所有施設に設置して使用するものとする。

２　乙は、責任を持って指定する期日までに甲の指定する場所に持参もしくは郵送するものとする。

（広告内容）

第４条　乙は、封筒の作製に当たり広告主又は広告内容については、八代市広告掲載要領、八代市広告掲載基準及び関連法規を遵守するものとする。

（封筒の作製及び使用等）

第５条　乙は、広告主及び広告内容について事前に甲と協議し、甲の承諾を受けた後に作製しなければならない。

２　乙は、広告内容について、第三者からの苦情等なんらかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

３　乙は、封筒に記載された期間内については在庫確認のうえ追加補充していくものとする。

４　乙は、無償提供した封筒又は広告主に問題が生じた場合は、速やかに当該封筒を全面回収し、代替する封筒を提供するものとする。

５　封筒に記載された期間内に封筒の仕様及び掲載内容について変更が必要な場合は、変更事項を通知し、甲乙協議のうえ対応するものとする。

（使用の中止）

第６条　甲は、封筒の使用中、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

（権利義務の譲渡等の制限）

第７条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

（補則）

第８条　この協定に関して疑義を生じた場合、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成　　年　　月　　日

甲　熊本県八代市松江城町１番２５号
八代市
八代市長　　中　村　　博　生　　印

乙　住　　所
事業者名
代表者職氏名　　印

（様式５）

広告主・広告内容承認（変更承認）申請書

平成　　年　　月　　日

（あて先）　八 代 市 長

住　　所
氏名及び団体名
代 表 者 名　　㊞
電 話 番 号
担 当 者 名

公用封筒に広告を掲載する広告主及び広告内容について承認（変更承認）を受けたいので、広告掲載申込書のとおり申請します。

（様式６）

広告掲載申込書

（あて先）　八　代　市　長

八代市が提供する広告媒体への広告掲載を以下のとおり申し込みます。

<table>
<tr><td rowspan="8">広告掲載希望者</td><td>事業所名称</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>所在地</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">代表者</td><td>職・氏名</td><td>㊞</td></tr>
<tr><td>住所</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">業種及び主な事業内容</td><td>業　　種</td><td></td></tr>
<tr><td>事業内容</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">広告内容
（変更内容）</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">注意事項</td><td>・　八代市の広告関連規程を遵守します。
・　八代市税の滞納はありません。
・　八代市が事業所及び代表者の市税納付状況調査を行うことに同意します。
・　暴力団構成員、暴力団の関係者ではありません。</td></tr>
</table>

※広告内容欄が不足する場合は、掲載しようとする広告内容を記載した原稿を A4 版で添付すること。
※広告掲載申込書は、事業所ごとに提出してください。
※代表者の住所が八代市外の場合は、都道府県名及び市区町村までの記入で構いません。

（様式７）

八市　　第　　号
平成　　年　　月　　日

様

八　代　市　長

広告主及び広告内容審査結果について

平成　　年　　月　　日付でいただきました広告主及び広告内容承認（変更承認）申請については、下記のとおりの結果となりましたのでお知らせします。

記

番号	項目	審査結果	不可の理由及び改善内容
1	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
2	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
3	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
4	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	
5	広告主	可・不可	
	広告内容	可・不可	

【担　　当】　会　計　課
電　　話　　0965-33-8100(直通)
Ｅメール　kaikei@city.yatsushiro.lg.jp
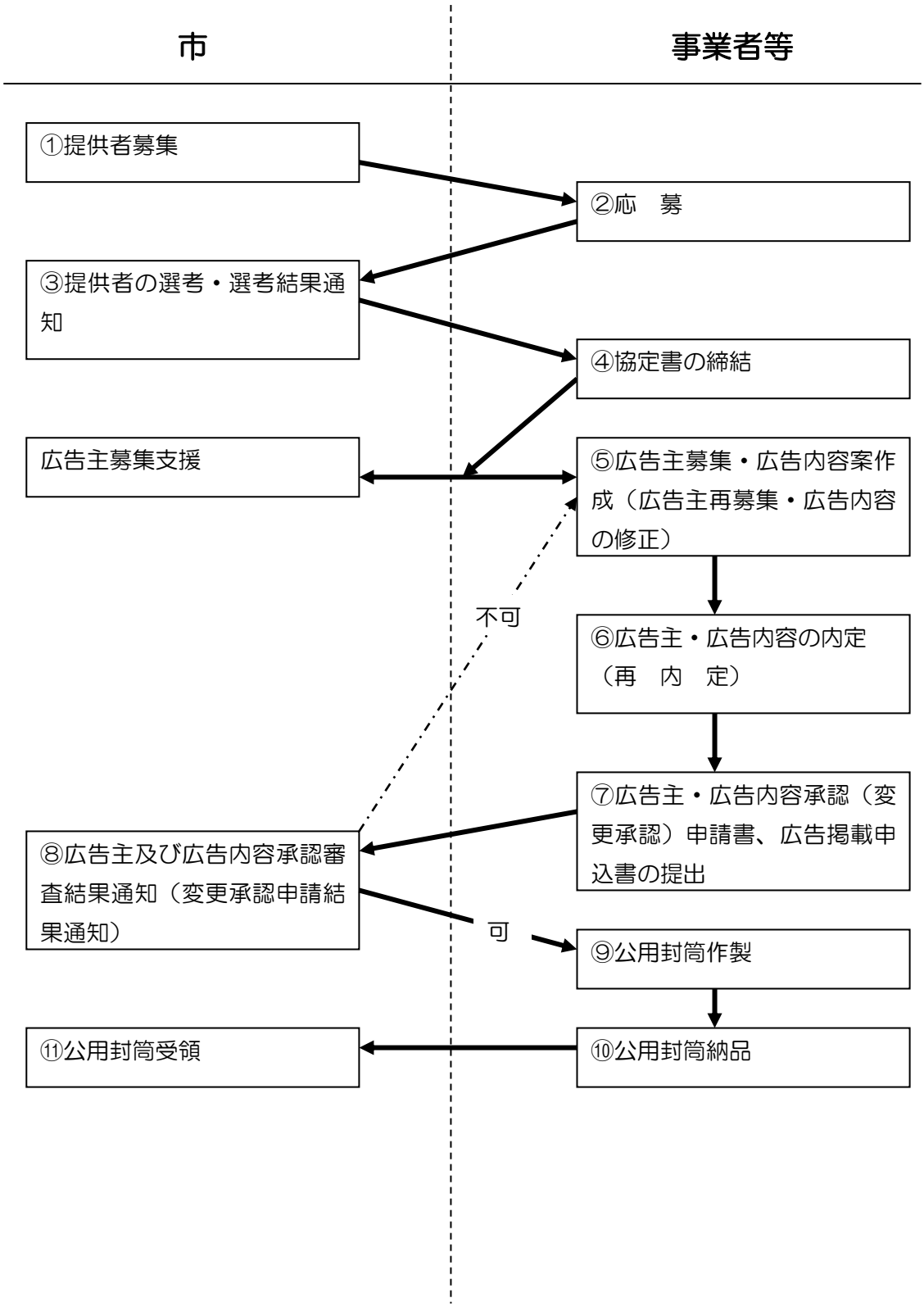
公用封筒無償提供者募集の流れ